

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の継続を求める意見書

東日本大震災から3年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われている。

具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体を実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額、国が負担・支援するものである。

2011年度の国の補正予算において、2014年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設された。

事業対象の子どもの数は全国で、2011年度67,639人、2012年度58,352人、2013年度52,436人となっており、時間の経過と共に対象の人数は減少してきてはいるものの、未だ復興半ばであり、地域経済の不安定な現状から支援の継続が不可欠であると考え、学校現場からも2014年度で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。子どもの学びの機会を切れ目なく支援していくことが、人材育成・人材創出の拡大にもつながるものと考え。

こうした観点から、経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学が補償されるよう、下記事項の実現を強く求める。

記

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、2015年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
内閣官房長官 菅 義偉 様
文部科学大臣 下村 博文 様
財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 高市 早苗 様